

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業実施要綱

(制定) 令和7年3月6日付 6産労産新第689号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとして期待されるグリーン水素の普及を後押しするとともに、事業所等におけるレジリエンスを高めることを目的として、グリーン水素製造設備等の導入を促進するために行う「グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、東京都内（以下「都内」という。）又は都外の事業所等においてグリーン水素製造設備を設置する者に対し、設置に必要な経費の一部を助成する。
- 1の2 都は、都内又は都外の事業所等においてグリーン水素を貯蔵及び運搬するための設備を整備する者に対し、導入に必要な経費の一部を助成する。
- 1の3 都は、都内の事業所等において、水素利用機器である純水素型燃料電池、水素燃焼機器等を設置する者に対し、設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1から1の3までの助成を受けた者に対し、設置した設備を活用してグリーン水素や水素を利用する機器に関する普及啓発を実施するように求める。
- 3 都は、1から1の3までの助成を受けた者に対し、当該設備の実績等を報告するように求める。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 グリーン水素 再生可能エネルギーにより発電した電力を用いて水の電気分解をすることにより製造する水素
- 2 グリーン水素製造設備 グリーン水素の製造及び供給を行うことができる設備。ただし、設備を設置する事業所等の存する敷地外（都外を含み、以下「事業所外」という。）で製造されたグリーン水素を都内において供給に利用する場合にあっては、グリーン水素の供給を行うことができる設備をいうものとする。
- 3 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含

む。)に該当するものを除く。

- 4 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。)であって、乗車定員11人以上のもの
- 5 燃料電池フォークリフト 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするフォークリフト
- 6 燃料電池トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。)であって、貨物自動車であるもの
- 7 燃料電池車両 第3号から第6号までの車両をいう。
- 8 グリーン水素貯蔵設備 グリーン水素を貯蔵し都内で活用するために必要な設備であって、水素タンク、水素カードル、水素吸蔵合金及びグリーン水素を貯蔵容器等に充填するための設備をいう。
- 9 グリーン水素運搬設備 グリーン水素を運搬し都内で活用するために必要な設備であって、水素カードル、水素トレーラー、水素吸蔵合金及びグリーン水素の圧縮装置等の供給のための設備をいう。
- 10 純水素型燃料電池 水素のみを燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもの
- 11 水素燃焼機器 水素の全部又は一部を燃料として使用する業務・産業用ボイラーやバーナー、発電機等の機器をいう。
- 12 水素利用機器 第10号から第11号までの機器及びその他都が認めるものをいう。
- 13 都外 東京電力管内(千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、神奈川県、静岡県富士川より東の区域)を指す。
- 14 民間事業者 都内に事業所又は事務所を有する法人(国及び地方公共団体を除く。)又は個人の事業者をいう。

第4 本事業の内容

- 1 グリーン水素製造設備、グリーン水素貯蔵設備又はグリーン水素運搬設備、水素利用機器の設置又は整備に係る経費の助成

都は、次のとおり設置に必要な経費の一部を助成する。

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる者(以下「助成対象事業者」という。)は、(2)に規定する助成対象事業を実施する次に掲げる者とする。

ア 民間事業者

イ 区市町村等都内の地方公共団体

- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は共同組合等
- ケ 法律により直接設立された法人
- コ その他都が認める者

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都が別に定める要件を満たすグリーン水素製造設備を設置する事業においては、都内若しくは都外の事業所等において新たに設置すること。なお、都外で設置する場合は、都内への水素の供給及び都内での利用を水素製造量の2分の1以上とし、かつ、設置した住所の基礎自治体と連携して自然災害等への対応をとることができる体制を整備すること。

アの2 都が別に定める要件を満たすグリーン水素貯蔵設備を整備する事業においては、都内若しくは都外の事業所等において新たに整備すること。なお、都内への水素の供給量を2分の1以上とすること。

アの3 都が別に定める要件を満たすグリーン水素運搬設備を整備する事業においては、都内若しくは都外の事業所等において新たに整備すること。なお、都内への水素の供給量を2分の1以上とすること。

アの4 都が別に定める要件を満たす水素利用機器を設置する事業においては、都内の事業所等において新たに設置すること。

イ アからアの4までに規定する設備等を活用し、都民等に対して、グリーン水素や水素を利用する機器に関する次のいずれかの普及啓発を実施すること。

(ア) 設置した設備の見学会の開催（オンライン見学会も可とする。）

(イ) 自ら管理するホームページにおける、設置した設備の概要、設置の意義等についての公表

(ウ) 自ら管理するソーシャルメディアにおける、設置した設備の概要、設置の意義等についての投稿

(エ) その他都がグリーン水素や水素を利用する機器の普及促進に資すると認めた取組

ウ アのグリーン水素製造設備を都内に設置する場合にあつては、当該設備からグリーン水素の供給を受ける燃料電池車両又は水素利用機器を、都内に導入すること（既に導入

している場合はこの限りでない。)

ウの2 アのグリーン水素製造設備を同一敷地外若しくは都外に設置する場合にあっては、当該設備からグリーン水素の供給を受ける燃料電池車両又は水素利用機器を、都内に導入すること（既に導入している場合はこの限りでない。)

エ 受領可能な国その他の団体からの補助金（以下「国等補助金」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国等補助金の申請期間の終了により交付の申請をすることができない場合その他都が認める場合はこの限りでない。

(3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する次の経費とする。

ア 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）

イ 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）

ウ 工事費（工事に要する費用をいう。ただし、グリーン水素運搬設備のうち、水素カードル、水素トレーラー及び水素吸蔵合金については、組立等に係る経費とする。）

エ 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。）

(4) 助成金額

助成金の交付額は、次に掲げる額とする。

なお、助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費から国等補助金を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。

ア グリーン水素製造設備（都内）

助成対象経費の3分の2の額。ただし、3億円を上限とする。

イ グリーン水素製造設備（都外）（通常時において10Nm³/時間以上の水素製造能力（都外で製造されたグリーン水素を都内において供給に利用する場合にあっては水素供給能力）を有するものに限る。）

助成対象経費の3分の2の額。ただし、3億円を上限とする。

ウ グリーン水素貯蔵設備

助成対象経費の3分の2の額。ただし、1台当たり3億円を上限とする。なお、アからイ及びエからキを設置する事業と重複する設備の設置がある場合は、対象としない。

エ グリーン水素運搬設備

助成対象経費の3分の2の額。ただし、1台当たり3億円を上限とする。なお、アからウ及びオからキを設置する事業と重複する設備の設置がある場合は、対象としない。

オ 純水素型燃料電池

助成対象経費の3分の2の額。ただし、1台当たり3億円を上限とする。

カ 水素燃焼機器（専焼）

助成対象経費の3分の2の額。ただし、1台当たり3億円を上限とする。

キ 水素燃焼機器（混焼）

助成対象経費の2分の1の額。ただし、1台当たり2億2千5百万円を上限とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 助成対象事業者による報告

助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

ア 第4 1(2)イに掲げる都民等に対する普及啓発についての取組実績

イ 再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量又は水素供給量の実績（グリーン水素製造設備を設置した場合に限る。）

ウ グリーン水素貯蔵設備の稼働実績（水素貯蔵設備を整備した場合に限る。）

エ グリーン水素運搬設備の稼働実績（水素運搬設備を整備した場合に限る。）

オ 水素利用機器の稼働実績（水素利用機器を設置した場合に限る。）。

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1)の実績に係る取組について、指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務の実施を求め、当該事務の執行に要する経費については、都の予算の範囲内において、別に定める事務費補助金交付要綱に基づき公社に支払うものとする。

(1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。

(2) 本事業の周知に関する事務及び第4 2(1)による助成対象事業者からの報告を受け、第4 2(2)による助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

助成金の交付申請の募集及び助成金の交付は、令和7年度から令和11年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和7年3月6日付6産労産新第689号）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。